〇松江ホーランエンヤ伝承館の設置及び管理に関する条例施行規則

平成24年5月31日

松江市規則第63号

改正 平成26年12月19日規則第59号

(趣旨)

第1条 この規則は、松江ホーランエンヤ伝承館の設置及び管理に関する条例 (平成24年松江市条例第31号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な 事項を定めるものとする。

(入館料の減免)

- 第2条 条例第9条の規定により入館料を減額又は免除する額は、次の各号に掲 げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。
 - (1) 松江歴史館の設置及び管理に関する条例(平成22年松江市条例第38号) 第16条に規定する観覧料を納付した後、最初に松江ホーランエンヤ伝承館 (以下「伝承館」という。)に入館しようとする者 全額
 - (2) 松江歴史館と他の観光施設等との共通割引券を入手した後、最初に伝承館に入館しようとする者 全額
 - (3) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の身体障害者手帳、療育手帳(知的障害者の福祉の充実を図るため、児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害者と判定された者に対して交付される手帳で、その者の障害の程度その他の事項の記載があるものをいう。)又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の精神障害者保健福祉手帳(以下「障害者手帳」と総称する。)の交付を受けている者 全額
 - (4) 小学校の児童、中学校若しくは高等学校の生徒又はこれらに準ずる者で、 学校が編成した教育課程に基づく活動により伝承館に入館する者 全額

- (5) 前号に掲げる者を引率する教職員 全額
- (6) その他市長が特別の理由があると認める者 その都度市長が定める額
- 2 条例第9条の規定により入館料の減額又は免除を受けようとする者で前項第 1号から第3号までに該当するものは、伝承館に入館しようとするときに、次 の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものを提示しなければならない。
 - (1) 前項第1号に該当する者 松江歴史館の観覧料の納付を証明するもの
 - (2) 前項第2号に該当する者 松江歴史館と他の観光施設等との共通割引券
 - (3) 前項第3号に該当する者 障害者手帳
- 3 条例第9条の規定により入館料の減額又は免除を受けようとする者で第1項 第4号から第6号までに該当するものは、松江ホーランエンヤ伝承館入館料減 免申請書(別記様式)を市長に提出しなければならない。

(入館料の還付)

- 第3条 条例第10条ただし書の規定により入館料を還付する額は、次の各号に掲 げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。
 - (1) 条例第8条の規定により入館料を納付した者が、その者の責任に帰する ことができない理由により入館することができなくなったとき 全額
 - (2) その他市長が特別の理由があると認めるとき その都度市長が定める 額

附則

この規則は、平成24年10月28日から施行する。

附 則 (平成26年12月19日松江市規則第59号)

この規則は、松江歴史館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 (平成26年松江市条例第66号)の施行の日から施行する。

別記様式(第2条関係)

松江ホーランエンヤ伝承館入館料減免申請書

年 月 日

松江市長 様

申請者 住所 (団体にあっては、主たる事業所の所在地) 〒 氏名 (団体にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

下記のとおり入館料の減額・免除を受けたいので申請します。

記

			μС			
入館予定日		年 月	日	曜日(午前・午後) 時頃
□ 学校が編成した教育課程に基づく活動により入館するため。 活動の名称 減額・免除を 申請する理由 □ その他の理由						
区 分		正規の入館料の額			※減免率	※減免後の入館料
小学校の児童、中学校若						
しくは高等学校の生徒又		円×	人=	円	%	円
はこれらに準ずる者		П				
上記を引率する教職員		円×	人=	円	%	円
その他の者		円×	人=	円	%	円
合	計			円		円

(注) ※印欄は、記入しないでください。

別記様式 (第2条関係)